

全部免除者対象 職業訓練指導員試験

受験案内

【受験申請期間】

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）（必着）

【実施免許職種】

全免許職種

※この受験案内は、職業能力開発促進法施行規則第45条第3項に規定する実技試験及び学科試験の全部の免除を受けようとする方（全部免除者）を対象とした職業訓練指導員試験に関する案内です。

※全部免除者以外を対象とした職業訓練指導員試験を実施する場合は、当該試験実施の2か月前までに岡山県公報及び岡山県のホームページ（労働雇用政策課のページ）で別途お知らせします。

※この案内の内容は令和8年3月19日現在のものです。今後変更になることがありますので、申請に当たっては同ホームページで最新の情報を御確認ください。

～ この試験は、岡山県職業訓練指導員の採用試験ではありません ～



岡山県マスコット「ももっち・うらっち」

《お問合せ先》

岡山県産業労働部 労働雇用政策課 産業人材育成班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話：086-226-7387

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）第 45 条第 3 項に規定する実技試験及び学科試験の全部の免除を受けようとする者（以下「全部免除者」という。）を対象とした職業訓練指導員試験（以下「本試験」という。）を、次のとおり実施します。

1 試験を実施する免許職種

規則別表第 11 に掲げる全免許職種（本受験案内の別表 1-1、1-2 参照）

2 受験資格

次の（1）から（3）までの全ての要件を満たす場合に限り、本試験を受けることができます。

（1）申請者が職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 30 条第 3 項に規定する職業訓練指導員試験を受けることができる者に該当すること

（2）申請者が法第 30 条第 5 項に規定する実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者に該当すること

（3）法第 28 条第 3 項の職業訓練指導員免許（以下「指導員免許」という。）の交付申請を規則第 40 条第 2 項の規定により本試験の受験申請と併せて行うこと

※（1）の受験資格（法第 30 条第 3 項）及び（2）の免除を受けるための資格（規則第 46 条）については、別表 2 及び別表 3 を参照してください。

ただし、次のイ、ロのいずれかに該当する者は受験できません。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者

ロ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から 2 年を経過しない者

3 試験の免除

規則第 46 条に定めるところにより、試験を免除します。（別表 2 及び別表 3 参照）

4 受験申請手続

（1）申請期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで（令和 9 年 3 月 31 日必着。申請書を持参する場合は、閉庁日を除く。）

※上記期間の終日までに不備のない申請書類（添付書類等を含む。）が申請先に到達していることが必要です。

（2）申請書類の提出先・問合せ先

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

岡山県産業労働部 労働雇用政策課 産業人材育成班

電話番号：086-226-7387

（3）申請方法

・（4）に掲げる書類を上記（2）へ送付するか、持参してください。

・指導員免許の交付申請を併せて行うものとし、当該申請に係る書類を同封してください。

※送付の場合は簡易書留等追跡記録が残る方法とし、封筒の表に「指導員試験受験申請書 等在中」と朱書きしてください。

※指導員免許の交付申請に係る書類が同封されていない場合、受け付けません。

※複数の免許職種に関して申請する場合、(4)アの受験申請書は、申請する免許職種ごとに必要となります。受験申請書以外の書類については、申請する免許職種により内容が相違しない場合に限り、重複するものを省略することができます。

※受験申請書等の各様式は、岡山県のホームページ（下記 URL）からダウンロードできます。
<https://www.pref.okayama.jp/page/1025584.html>

※様式は手書き用とパソコン入力用の両方を用意していますが、申請は書面（用紙に印刷したもの）で行っていただきます。

※受験申請書等の様式をホームページからダウンロードできない方などで、送付を希望する場合は、180 円分の切手を貼り宛先を明記した返信用封筒（角 2 封筒）を同封の上、上記（2）まで申し込んでください。なお、最近の郵便事情により配達に日数を要しますので、あらかじめ御承知ください。

(4) 提出書類

ア 職業訓練指導員試験受験申請書（様式 1-1）

- ・必要事項を黒色又は青色のボールペン等（記入内容を容易に消すことができないもの）で記入してください。
- ・申請前 6 箇月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面、無帽、縦 4 c m × 横 3 c m で、裏面に氏名を記載したもの。一般的な証明写真の画質が必要です。）を受験申請書の所定欄に貼り付けてください。

イ 履歴書（様式 2）

- ・アと同様に必要事項を記入してください。
- ・所定の欄に自署してください。

※特にパソコン入力用の様式を使用する場合、署名欄への記入漏れがないよう御注意ください。

ウ 受験資格を証する書類

技能検定合格証書の写しその他受験資格を証する免許証の写し、実務経験証明書等

※実務経験証明書の様式（様式 3）は、上記アに記載のホームページからダウンロードしてください。なお、実務経験証明書は、受験資格として免許職種に係る実務経験が必要な方（別表 2 参照）のみ必要です（全部免除者は、原則として必要ありません）。

エ 試験の免除資格を証する書類

職業訓練指導員試験一部合格証書の写し、その他試験の免除の要件に該当することを証する免許証の写し等。

※上記ウと重複するものは、別途提出する必要はありません。

※実務経験を要する免除資格の場合は、当該経験を証する書類として様式 3（実務経験証明書）を提出してください。

(5) 受験手数料

受験手数料は、不要です。

※指導員免許申請に関しては手数料が必要ですので、御留意ください。

(6) 参考（指導員免許交付申請について）

受験申請に併せて行うこととしている指導員免許交付申請手続については、免許交付要件に該当することを証する書面（職業訓練指導員試験合格証書）の提出が不要となるほかは一般（全部免除者以外）の手続きと同様ですが、参考までに必要書類等を記します。

ア 職業訓練指導員免許申請書

イ 審査手数料 (2,300 円)

ウ 本人確認書類 (運転免許証の写し、個人番号カードの写し等)

エ 530 円分の郵便切手 (当課で交付を受ける場合は、不要)

※複数の免許職種に関して申請する場合、ア及びイは申請する免許職種ごとに必要です。

※免許交付要件に該当することを証する書面 (職業訓練指導員試験合格証書) については、不要です。

※指導員免許交付申請の詳細及び申請書様式のダウンロードについては、岡山県のホームページ (下記 URL) を御覧ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/1025584.html>

5 合格発表、合格証書等

受験申請書類に不備がなく受験申請者が全部免除者 (合格) の要件に該当すると認められ、かつ、併せて提出された指導員免許交付申請書類等 (手数料を含む。) に不備がないと認められた場合は、職業訓練指導員試験合格証書及び職業訓練指導員免許証を同日付けで交付します。
なお、別途合格発表は行いません。

○別表 1 - 1 職業訓練指導員免許職種(123 職種) (職業能力開発促進法施行規則別表第 11 掲載順)

1	園芸科	42	縫製科	83	住宅設備機器科
2	造園科	43	和裁科	84	さく井科
3	森林環境保全科	44	寝具科	85	土木科
4	鉄鋼科	45	帆布製品科	86	測量科
5	鋳造科	46	木型科	87	建築物設備管理科
6	鍛造科	47	木工科	88	ボイラー科
7	熱処理科	48	工業包装科	89	クレーン科
8	塑性加工科	49	紙器科	90	建設機械運転科
9	溶接科	50	製版・印刷科	91	港湾荷役科
10	構造物鉄工科	51	製本科	92	化学分析科
11	金属表面処理科	52	プラスチック製品科	93	公害検査科
12	機械科	53	レザー加工科	94	木材工芸科
13	電子科	54	ガラス科	95	竹工芸科
14	電気科	55	ほうろう製品科	96	漆器科
15	コンピュータ制御科	56	陶磁器科	97	貴金属・宝石科
16	発変電科	57	石材科	98	印章彫刻科
17	送配電科	58	麺科	99	塗装科
18	電気工事科	59	パン・菓子科	100	広告美術科
19	自動車製造科	60	食肉科	101	デザイン科
20	自動車整備科	61	水産物加工科	102	義肢装具科
21	自動車車体整備科	62	発酵科	103	電気通信科
22	航空機製造科	63	建築科	104	電話交換科
23	航空機整備科	64	枠組壁建築科	105	事務科
24	鉄道車両科	65	とび科	106	貿易事務科
25	造船科	66	建設科	107	流通ビジネス科
26	時計科	67	プレハブ建築科	108	写真科
27	光学ガラス科	68	屋根科	109	介護サービス科
28	光学機器科	69	スレート科	110	理容科
29	計測機器科	70	建築板金科	111	美容科
30	理化学機器科	71	防水科	112	ホテル・旅館・レストラン科
31	製材機械科	72	サッシ・ガラス施工科	113	観光ビジネス科
32	内燃機関科	73	畳科	114	日本料理科
33	建設機械科	74	インテリア科	115	中国料理科
34	農業機械科	75	床仕上げ科	116	西洋料理科
35	縫製機械科	76	表具科	117	臨床検査科
36	織布科	77	左官・タイル科	118	フラワー装飾科
37	織機調整科	78	築炉科	119	メカトロニクス科
38	染色科	79	ブロック建築科	120	情報処理科
39	ニット科	80	熱絶縁科	121	フォークリフト科
40	洋裁科	81	冷凍空調機器科	122	建築物衛生管理科
41	洋服科	82	配管科	123	福祉工学科

○別表 1-2 職業訓練指導員免許職種(123 職種) (五十音順)

イ	印章彫刻科		住宅設備機器科		日本料理科
	インテリア科		情報処理科		ネ
エ	園芸科		食肉科		熱絶縁科
カ	介護サービス科		織布科		ノ
	化学分析科	織機調整科	ハ	配管科	
	ガラス科	寝具科		発酵科	
	観光ビジネス科	森林環境保全科		発変電科	
キ	機械科	ス	水産物加工科		パン・菓子科
	木型科		スレート科		帆布製品科
	貴金属・宝石科	セ	製材機械科		ヒ
	義肢装具科		製版・印刷科	表具科	
	金属表面処理科		製本科	フ	フォークリフト科
ク	クレーン科	西洋料理科	福祉工学科		
	ケ	計測機器科	石材科		プラスチック製品科
建設科		染色科	フラワー装飾科		
建設機械科		ソ	造園科	プレハブ建築科	
建設機械運転科			造船科	ブロック建築科	
建築科			送配電科	ホ	ボイラー科
建築板金科		測量科	貿易事務科		
建築物衛生管理科		塑性加工科	防水科		
建築物設備管理科		タ	畳科		縫製科
コ			公害検査科	鍛造科	縫製機械科
	光学ガラス科	チ	築炉科	ほうろう製品科	
	光学機器科		竹工芸科	ホテル・旅館・レストラン科	
	工業包装科		中国料理科	メ	メカトロニクス科
	航空機製造科	鋳造科		麺科	
	航空機整備科	テ		デザイン科	モ
	広告美術科		鉄鋼科	木工科	
	構造物鉄工科		鉄道車両科	ヤ	屋根科
	港湾荷役科	電気科	ユ	床仕上げ科	
	コンピュータ制御科	電気工事科	ヨ	洋裁科	
サ	左官・タイル科	電気通信科		溶接科	
	さく井科	電子科		洋服科	
	サッシ・ガラス施工科	電話交換科	リ	理化学機器科	
シ	紙器科	ト		陶磁器科	流通ビジネス科
	漆器科			時計科	理容科
	自動車車体整備科		塗装科	臨床検査科	
	自動車製造科	とび科	レ	冷凍空調機器科	
	自動車整備科	土木科		レザー加工科	
	事務科	ナ	内燃機関科	ワ	枠組壁建築科
写真科	ニット科		和裁科		

○別表2 受験資格及び試験の免除 ★必ず欄外の注釈を御覧ください。

受験資格・免除資格		実務経験 必要年数	実技	免除の範囲		
				学科		指導 方法
				関連学科 系基礎	専攻	
a 学 校 教 育	●大学卒業	1		免除	免除	
	●高等専門学校卒業	2		免除	免除	
	●短期大学卒業又は専門職大学前期課程修了	2				
	●高等学校又は中等教育学校卒業	3				
	高等学校又は中等教育学校卒業	5				
	高等学校卒業程度認定試験規則による試験に合格した者及び高等学校卒業程度認定試験規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による検定に合格した者	5				
	中学校卒業（実務経験のみ）	8				
b 職 業 訓 練	長期課程の指導員訓練修了	1				
	長期養成課程の指導員養成訓練修了（別の職種で免許を受けた者）	1				
	短期養成課程の指導員養成訓練修了（別の職種で免許を受けた者）	1				
	指導員養成訓練の指導員養成課程又は職業能力開発研究学域の指導員養成訓練修了（別の免許職種で免許を受けた者）	1				
	●応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了	0		免除	免除	
	●専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	1		免除	免除	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2				
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3				
c す る 学 校 大 臣 が 指 定 す る 学 校	●専門課程の専修学校卒業 ※厚生労働大臣が指定する学校に限る。	2年制	3			
		3年制	2			
	●高等課程若しくは一般課程の専修学校又は各種学校卒業 ※厚生労働大臣が指定する学校に限る。	2年制	4			
		3年制	3			
d 技 能 検 定	◎技能検定試験において免許職種の1級又は単一等級の合格者 （電子回路接続、バルコニー施工は除く）	0	免除	免除	免除	
	◎技能検定試験において免許職種の2級の合格者	0	免除			
	◎技能検定合格者	0				
e	他の法令に基づく免許等による受験資格（別表3参照）		別表3 参照	別表3参照		
追 加 さ れ ま す。 右 に 該 当 の 場 合 、 試 験 の 免 除 範 囲 が	上記受験資格該当者で、職業訓練指導員試験において免許職種の実技試験又は学科試験の系基礎学科、専攻学科、指導方法の合格者		—	一部合格証書の相当する範囲を免除		
	上記受験資格該当者で、職業訓練指導員免許所持者	免許職種と同一系	—	免除		免除
		上記以外	—			免除
上記受験資格該当者で、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了した者		—	職業能力開発総合大学校長が認める範囲を免除			

★注）「免除」は、免除される範囲を示します。

●印は、受験される免許職種に関する学科を修了あるいは履修していることが必要です。

◎印は、別表4「技能検定職種と職業訓練指導員免許職種の対応表」を確認してください。

上記受験資格や免除の要件については概要です（詳細な要件があります）。

また、上記以外にも受験資格がある場合や免除の対象となる場合がありますので、御不明な点は「問合せ先」（本文4（2）参照）へお尋ねください。

○別表3 他の法令に基づく免許等による受験資格、試験免除資格及び免除の範囲

★必ず欄外の注釈を御覧ください。

免許職種	受験資格 (下記免許等を有する者) 〔 〕内は、資格の根拠法令等(一部略称)を表す。	試験免除資格と免除の範囲																								
		試験免除資格 (下記免許等を有する者)	免除範囲																							
			実技試験	学科試験のうち 関連学科																						
溶接科	ガス溶接作業主任者免許〔労働安全衛生規則〕 ガス溶接技能講習修了〔労働安全衛生法〕																									
	特別ボイラー溶接士〔ボイラー及び圧力容器安全規則〕	同左	免除	免除																						
	普通ボイラー溶接士〔同上〕																									
	一般社団法人日本溶接協会が認証する溶接技能者資格のうち、以下の①から③までの全ての技能を有することを証明する種類の資格	同左	免除																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>溶接方法</th> <th>対象材料</th> <th>継手の種類</th> <th>材料厚さ</th> <th>裏当て金</th> <th>溶接姿勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>手溶接 (被覆アーク)</td> <td rowspan="2">炭素鋼</td> <td rowspan="2">板の突合せ</td> <td rowspan="2">9mm以上</td> <td rowspan="2">なし</td> <td rowspan="2">立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>半自動溶接</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>ティグ溶接</td> <td>炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金</td> <td></td> <td>3mm以上</td> <td></td> <td>下向き、立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか</td> </tr> </tbody> </table>					溶接方法	対象材料	継手の種類	材料厚さ	裏当て金	溶接姿勢	①	手溶接 (被覆アーク)	炭素鋼	板の突合せ	9mm以上	なし	立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか	②	半自動溶接	③	ティグ溶接	炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金		3mm以上	
	溶接方法				対象材料	継手の種類	材料厚さ	裏当て金	溶接姿勢																	
①	手溶接 (被覆アーク)	炭素鋼	板の突合せ	9mm以上	なし	立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか																				
②	半自動溶接																									
③	ティグ溶接	炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金		3mm以上		下向き、立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか																				
一般社団法人日本溶接協会が認証する溶接作業指導者資格	同左	免除																								
建設機械科	建設機械施工管理の技術検定合格者〔建設業法施行令〕※条件あり	左のうち1級の技術検定合格者※条件あり		免除																						
冷凍空調機器科	第1種冷凍機械責任者〔高圧ガス保安法〕	同左		免除																						
	第2種冷凍機械責任者〔同上〕																									
	第3種冷凍機械責任者〔同上〕																									
発電電科	第1種ボイラー・タービン主任技術者〔電気事業法〕	同左		免除																						
	第2種ボイラー・タービン主任技術者〔同上〕																									
電気科	第1種電気主任技術者〔電気事業法〕	同左		免除																						
	第2種電気主任技術者〔同上〕																									
	第3種電気主任技術者〔同上〕																									
	電気機器国家試験合格者〔航空機製造事業法施行規則(S54改正前)〕																									
	エネルギー管理士〔省エネ法〕※条件あり																									
送配電科	第1種電気主任技術者〔電気事業法〕	同左		免除																						
	第2種電気主任技術者〔同上〕																									
	第3種電気主任技術者〔同上〕																									
電気工事科	第1種電気主任技術者〔電気事業法〕	同左		免除																						
	第2種電気主任技術者〔同上〕																									
	第3種電気主任技術者〔同上〕																									
	エネルギー管理士〔省エネ法〕※条件あり																									
	電気工事施工管理技術検定合格者〔建設業法施行令〕※条件あり																									
電子科	第1種電気工事士〔電気工事士法〕	同左	一部免除																							
	第1級陸上無線技術士〔電波法〕	同左	免除	免除																						
	第2級陸上無線技術士〔同上〕																									
	第1級アマチュア無線技士〔同上〕																									
	第2級アマチュア無線技士〔同上〕																									
電子機器国家試験合格者〔航空機製造事業法施行規則(S48改正前)〕	同左			免除																						
自動車整備科 (R9.1.1 変更予定)	1級大型自動車整備士〔自動車整備士技能検定規則〕	同左	免除	免除																						
	1級小型自動車整備士〔同上〕																									
	1級二輪自動車整備士〔同上〕																									
	2級ガソリン自動車整備士〔同上〕																									
	2級ジーゼル自動車整備士〔同上〕																									
	2級二輪自動車整備士〔同上〕																									
	1級四輪自動車整備士〔同上(H12改正前)〕																									
2級三輪自動車整備士〔同上(S53改正前)〕																										
自動車車体整備科 (R9.1.1 変更予定)	1級大型自動車整備士〔自動車整備士技能検定規則〕	同左	一部免除	一部免除																						
	1級小型自動車整備士〔同上〕																									
	2級ガソリン自動車整備士〔同上〕																									
	2級ジーゼル自動車整備士〔同上〕																									
	1級四輪自動車整備士〔同上(H12改正前)〕																									
	2級三輪自動車整備士〔同上(S53改正前)〕																									
	自動車車体整備士〔自動車整備士技能検定規則〕																									
航空機製造科	航空機国家試験合格者〔航空機製造事業法施行規則〕	同左		免除																						
航空機整備科	航空機国家試験合格者〔航空機製造事業法施行規則〕	同左		免除																						
	一等航空整備士〔航空法〕	同左	免除	免除																						
	二等航空整備士〔同上〕																									
航空工場整備士〔同上〕																										

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

免許職種	受験資格 (下記免許等を有する者) 〔 〕内は、資格の根拠法令等(一部略称)を表す。	試験免除資格と免除の範囲		
		試験免除資格 (下記免許等を有する者)	免除範囲 実技試験 学科試験のうち 関連学科	
建築科	1級建築士〔建築士法〕	同左		免除
	2級建築士〔同上〕			
枠組壁建築科	1級建築士〔建築士法〕	同左		免除
	2級建築士〔同上〕			
ブロック建築科	1級建築士〔建築士法〕	同左		免除
	2級建築士〔同上〕			
防水科	1級建築士〔建築士法〕	同左		免除
	2級建築士〔同上〕			
プレハブ建築科	1級建築士〔建築士法〕	同左		免除
	2級建築士〔同上〕			
熱絶縁科	エネルギー管理士〔省エネ法〕※条件あり	同左		免除
測量科	測量士試験合格者〔測量法〕	同左	免除	免除
	測量士補試験合格者〔同上〕			
ボイラー科	特級ボイラー技士〔ボイラー及び圧力容器安全規則〕	同左	免除	免除
	1級ボイラー技士〔同上〕			
	ボイラー・タービン主任技術者〔電気事業法〕	同左	免除	免除
	エネルギー管理士〔省エネ法〕※条件あり	同左		免除
電気通信科	第1級総合無線通信士〔電波法〕	同左	免除	免除
	第2級総合無線通信士〔同上〕			
	第3級総合無線通信士〔同上〕			
	航空無線通信士〔同上〕			
臨床検査科	医師国家試験合格者〔医師法〕	同左	免除	免除
	歯科医師国家試験合格者〔歯科医師法〕			
	獣医師国家試験合格者〔獣医師法〕			
	臨床検査技師〔臨床検査技師等に関する法律〕			
事務科	公認会計士試験短答式による試験合格者〔公認会計士法〕	同左	免除	免除
	公認会計士試験論文式による試験合格者〔同上〕			
	公認会計士試験第2次試験合格者〔同上(H15改正前)〕			
	公認会計士試験第3次試験合格者〔同上(同上)〕			
	税理士試験合格者〔税理士法〕			
簿記1級技能検定合格者〔商工会議所法〕	同左	一部免除	一部免除	
和裁科	和裁に関する1級又は2級の技能の検定合格者〔商工会議所法〕	同左	免除	
情報処理科	システムアーキテクト試験合格者〔情報処理の促進に関する法律施行規則(情報処理技術者試験規則(H28改正前)によるものを含む)〕	同左		免除
	ネットワークスペシャリスト試験合格者〔同上(情報処理技術者試験規則(H28改正前,H12改正前)によるものを含む)〕			
	システム監査技術者試験合格者〔情報処理の促進に関する法律施行規則(情報処理技術者試験規則(H28,H21,H19,H12改正前)によるものを含む)〕	同左		免除
	応用情報技術者試験合格者〔同上(情報処理技術者試験規則(H28,H21改正前)によるものを含む)〕			
	アプリケーションエンジニア試験合格者〔情報処理技術者試験規則(H21,H19,H12改正前)〕	同左		免除
	テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験合格者〔同上(H21,H19改正前)〕			
	ソフトウェア開発技術者試験合格者〔同上(H19改正前)〕			
	第1種情報処理技術者試験合格者〔同上(H12改正前)〕			
	情報処理システム監査技術者試験合格者〔同上(H6改正前)〕	同左		免除
特種情報処理技術者試験合格者〔同上(同上)〕				
オンライン情報処理技術者試験合格者〔同上(同上)〕				
建築物衛生管理科	建築物環境衛生管理技術者〔建築物における衛生的環境の確保に関する法律〕	同左		免除
介護サービス科	保育士〔児童福祉法〕	同左 (左の各資格に加え、介護サービス科に関する7年以上の実務経験等の追加要件あり(保健師、助産師、看護師、介護福祉士を除く))	免除	免除
	保健師、助産師、看護師、准看護師〔保健師助産師看護師法〕			
	養護教諭免許〔教育職員免許法〕			
	理学療法士、作業療法士〔理学療法士及び作業療法士法〕			
	社会福祉士、介護福祉士〔社会福祉士及び介護福祉士法〕			
	精神保健福祉士〔精神保健福祉士法〕			
保育教諭〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕				
港湾荷役科	船内荷役作業主任者技能講習修了者〔労働安全衛生法〕	同左(左の資格に加え、大型特殊自動車免許取得のほか、所定の技能講習修了が必要)	免除	免除
	揚貨装置運転士免許〔労働安全衛生規則〕	同左 (左の各資格に加え、玉掛け技能講習修了が必要)	免除	
	クレーン・デリック運転士免許〔クレーン等安全規則〕※条件あり 移動式クレーン運転士免許〔同上〕			

★注)「免除」は、試験免除資格ごとに免除される試験の範囲を表しています。
 受験資格であっても試験免除資格でないものもありますので、御注意ください。
 詳しい要件など、御不明な点は「問合せ先」(本文4(2)参照)へお尋ねください。

○別表4 技能検定職種と職業訓練指導員免許職種の対応表

★必ず欄外の注釈を御覧ください。

技能検定職種	免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種	免許職種
ビル設備管理	建築物設備管理科	縫製機械整備	縫製機械科	ブロック建築	ブロック建築科
園芸装飾	園芸科	建設機械整備	建設機械科	エーエルシーパ ネル施工	
造園	造園科 森林環境保全科	農業機械整備	農業機械科	畳製作	畳科
さく井	さく井科	冷凍空気調和機 器施工	冷凍空調機器科	配管	配管科 住宅設備機器科
金属溶解	鉄鋼科 鋳造科	染色	染色科	型枠施工	建設科
鋳造	鋳造科	ニット製品製造	ニット科	鉄筋施工	
粉末冶金		婦人子供服製造	洋裁科	コンクリート圧 送施工	
ダイカスト		紳士服製造	洋服科	防水施工	防水科
鍛造	鍛造科	和裁	和裁科	内装仕上げ施工	インテリア科 床仕上げ科
金属熱処理	熱処理科	寝具製作	寝具科	熱絶縁施工	熱絶縁科
金属材料試験		帆布製品製造	帆布製品科	カーテンウォール 施工	サッシ・ガラス 施工科
機械加工	機械科	布はく縫製	縫製科	ガラス施工	
非接触除去加工		機械木工	木工科	サッシ施工	建築科 サッシ・ガラス 施工科
金型製作		家具製作		ウェルポイント 施工	さく井科 土木科
仕上げ		建具製作		電気製図	電気科
機械検査		紙器・段ボール 箱製造	紙器科	化学分析	化学分析科 公害検査科
機械保全		プリプレス	製版・印刷科	貴金属装身具製 作	貴金属・宝石科
油圧装置調整		印刷		印章彫刻	印章彫刻科
テクニカルイラ ストレーション		製本	製本科	表装	インテリア科 表具科
機械・プラント 製図		プラスチック成 形	プラスチック製 品科	塗装	塗装科
金属プレス加工	塑性加工科	強化プラスチック 成形		塗料調色	
工場板金		石材施工	石材科	広告美術仕上げ	広告美術科
建築板金	塑性加工科 建築板金科	パン製造	パン・菓子科	義肢・装具製作	義肢装具科
鉄工	塑性加工科 造船科 構造物鉄工科 鉄道車両科	菓子製造		工業包装	工業包装科
めつき	金属表面処理科	製麺	麺科	写真	写真科
アルミニウム陽 極酸化処理		ハム・ソーセー ジ・ベーコン製 造	食肉科	調理	日本料理科 中国料理科 西洋料理科
切削工具研削	機械科 製材機械科	水産練り製品製 造	水産物加工科	ビルクリーニング グ	建築物衛生管理 科
電子回路接続	電子科	みそ製造	発酵科	フラワー装飾	フラワー装飾科
電子機器組立て		酒造			
半導体製品製造		建築大工	建築科 枠組壁建築科		
電気機器組立て	電気科	枠組壁建築			
シーケンス制御	メカトロニクス 科	バルコニー施工			
自動販売機調整	電子科 電気科	かわらぶき	屋根科		
鉄道車両製造・ 整備	鉄道車両科	とび	とび科		
時計修理	時計科	左官	左官・タイル科		
光学機器製造	光学ガラス科 光学機器科	タイル張り			
内燃機関組立て	自動車製造科 内燃機関科	築炉	築炉科		

★注) 上記の技能検定職種は、現行のもののみです。上記以外の技能検定職種に係る技能検定合格者が受験できる職業訓練指導員試験の免許職種など、詳しくは「問合せ先」(本文4(2)参照)へお尋ねください。